

平成 2 8 年度
高松市農業委員会通常総会
議 事 録

平成 2 8 年 5 月 1 6 日開会

高松市農業委員会

平成28年度高松市農業委員会通常総会議事録

開催日時 平成28年 5 月16日（月）午後1時30分開会

開催場所 香川県農業協同組合高松市中央一宮支店 2 階 会議室

出席委員 44人

- | | | | |
|-----|-----|----|--------------|
| 1 番 | 三笠 | 輝彦 | （会長） |
| 2 番 | 竹内 | 俊彦 | |
| 3 番 | 片山 | 久男 | |
| 4 番 | 田井 | 天久 | |
| 5 番 | 佐竹 | 博巳 | |
| 6 番 | 河瀬 | 和一 | |
| 7 番 | 佃 | 俊子 | |
| 8 番 | 上砂 | 正義 | |
| 9 番 | 十河 | 善則 | |
| 10番 | 南原 | 勉 | |
| 11番 | 平賀 | 文之 | |
| 13番 | 木村 | 保夫 | |
| 14番 | 妻鹿 | 常男 | |
| 15番 | 小山 | 智 | |
| 16番 | 高砂 | 清一 | （農地部会長） |
| 17番 | 横井 | 豊 | |
| 18番 | 森口 | 憲司 | |
| 20番 | 三好 | 義光 | （農政部会長職務代理者） |
| 21番 | 川田 | 之治 | |
| 22番 | 上原 | 勉 | |
| 23番 | 能祖 | 壽一 | （会長職務代理者第1） |
| 24番 | 岡野上 | 盛雄 | |
| 25番 | 赤松 | 貞□ | |
| 26番 | 宮野 | 惠基 | （農政部会長） |
| 27番 | 橋本 | 修 | |
| 28番 | 河北 | 初雄 | |
| 29番 | 矢島 | 國雄 | |
| 30番 | 富本 | 正樹 | |
| 31番 | 中名 | 良竹 | |

32番 妹尾 嘉起
 33番 花澤 均
 34番 湊 敏好
 35番 原田 和幸
 36番 兎子尾紀夫 (会長職務代理者第2)
 37番 久保 宣仁
 38番 小早川數市
 39番 山地 宏美
 40番 落合 隆夫
 41番 廣瀬 吉俊
 42番 羽田 剛
 43番 宮武 正明
 44番 森西 征二
 45番 古川 浩平
 47番 谷口 勝幸

欠席委員 2人

12番 谷口 辰男
 46番 藤原 正雄

来 賓

高 松 市 長	大西 秀人
香川県農政水産部次長	河井 淳
香川県農業会議事務局長	松浦 克典
創造都市推進局長	土岐 敦史
農 林 水 産 課 長	岡崎 力
土 地 改 良 課 長	三宅 秀造

農業委員会事務局出席者

事 務 局 長	川西 好春
(農政課長事務取扱)	
農政課長補佐	大井 昌和
(農政管理係長事務取扱)	
農 地 係 長	多田 利浩
副 主 幹	中野 清作
主 査	森 亮介

主 任 主 事	柞原 佳子
主 任 技 師	稲積 直子
嘱 託 職 員	伊井 智子

議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 議案第 1 号 平成27年度事業報告について
 - 議案第 2 号 平成28年度事業計画（案）について
 - 報告第 1 号 職員の任免について
 - 報告第 2 号 平成28年度農業委員会予算について

川西事務局長 定刻の時間がまいりました。本日の出席委員は44名でございます。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、在任委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしております。

それでは、ただ今から平成28年度高松市農業委員会通常総会を開会いたします。

開会に当たりまして、三笠会長から御挨拶を申し上げます。

三笠会長 開会の挨拶を申し上げます前に、熊本・大分地方を襲った大震災から早や1カ月が経過しておりますが、今なお、余震が続いており、亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。そして一日も早い復旧・復興、とりわけ、被災地域の農業経営の再開が図られますようお祈り申し上げます。

本日は、平成28年度高松市農業委員会通常総会の御案内をいたしましたところ、委員皆様方には、御多忙の折にもかかわりませず、御出席いただきましたこと、また、この総会開催に当たり、大西市長様、河井県農政水産部次長様、松浦県農業会議事務局長様の御臨席をいただきましたこと、まずもって厚くお礼を申し上げます。

国におきましては、10年後の食料自給率の目標を50パーセントから45パーセントに引き下げることや、確保すべき農地面積を440万ヘクタールに設定するほか、輸入せずに農地をフル活用して農産物を生産した場合、1人・1日当たり、どの程度の熱量を供給できるかを表す「食料自給力」という指標も示す、新たな「食料・農業・農村基本計画」を昨年3月末に閣議決定しました。

農業の構造改革や新たな需要の取込みなどを通じて農業や食品産業の成長産業化を促進するための「産業政策」と、構造改革を後押ししつつ、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を促進するための「地域政策」を車の両輪として進めるとの観点に立ち、食料・農業・農村施策の改革を進め、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指していくこととしております。

また、T P P 協定交渉は、昨年10月の大筋合意の後、「総合的なT P P 関連政策大綱」を決定し、本年2月4日には協定文書への署名により正式合意されました。現在、国会での審議は中断されており、秋の臨時国会で再び議論することが決定されたようで、いずれにしても2年以内の発効を目指すこととなっております。

中でも、昨年の2月13日農林水産業・地域の活力創造本部において決定された農業委員会制度の改革については、昨年9月4日に「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」として公布され、本年4月1日から施行されております。本市農業委員会におきましては、29年7月20日に新体制へ移行します。

農業委員の選挙制度を廃止し市長の任命制に変更するとともに人数も現行の半分程度、農地利用最適化推進委員の創設、香川県農業会議・全国農業会議所の役割を見直し一般社団法人へ移行、意見の公表・建議機能の法律規定からの除外などの内容となっております。

農地は、農業経営に欠くことのできない「生産財」であるだけでなく、生産を通じ

て国土、環境、水源、文化などの多面的機能を発揮する国民共有の財産であり、農地を農地として活用できる状態で将来につなげていくことが極めて重要な課題であります。

そのためには、地域で営農に取り組み、地域に責任を持つ農業者の代表である農業委員の存在が必要不可欠であり、その新たな仕組みと、農業委員と農地利用最適化推進委員の一体的な運用と十分な委員定数を確保することが重要であります。

そのためにも、本市農業委員会としては、従来から活動してまいりました担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進など「農地利用の最適化」の推進に向けて、その取組みを一層強化していく必要があります。

さらに、本年度からの新たな「高松市農業振興計画」が目指す創造性豊かで持続可能な農業の実現に取り組むとともに、26年度からの「かがわの農地を活かし、担い手を応援する運動」は、改正農業委員会法を踏まえて抜本改訂される予定であり、従来にも増して、優良農地の確保とその有効利用、農地利用集積等の経営確立支援、農業の担い手の確保と支援活動等を強化し、目標達成に向けて、目に見える形で成果を上げる必要があります。

特に、耕作放棄地対策については、利用状況調査を昨年8月から11月にかけて、市内全域を対象として、引き続き農業委員会と高松市地域農業再生協議会の地域組織である地区水田部会等と共同で実施し、精度の向上を図りました。

その結果、荒廃農地は約537ヘクタールあり、このうち、再生することにより、通常の農作業による耕作が可能な農地は約133ヘクタール、森林の様相を呈しているなど農地に復元することが困難な農地は、約404ヘクタールとなりました。

平成26年度の荒廃農地の調査結果511ヘクタールと比較しますと、約21ヘクタールの耕作放棄地が解消されましたが、新たに山林化した農地を中心に約47ヘクタールの荒廃農地が発見され、残念ながら、市全体で約26ヘクタール増えたという結果になりました。

これらの耕作放棄地の全てを解消することは困難ではありますが、再生利用が可能な農地約133ヘクタールについて、今後も、市長部局の協力を得まして、国の耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用した再生事業や遊休農地の所有者等に対し、その農業上の利用に関し意向調査を実施し、県農地機構への貸付けを促すなど、担い手への農地集積や耕作放棄地対策に精力的に取り組んでいく必要があります。

さらには、地域の限られた貴重な資源である農地の有効利用を促進するとともに、新規就農者の確保を図るため、農業委員として、地域の将来図である「人・農地プラン」の策定にも積極的に取り組んでまいりました。

その結果、38地区のうち、昨年度、新たに1地区増え、現在、32地区で策定されております。

今後は、平成26年度からの農地中間管理事業における農地集積専門員を活用し、

集落営農の組織化・法人化の支援と併せて、次世代を担う農業者が安心して農業の再生に取り組めるよう、関係機関・団体と連携して、より一層の新規就農者の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

平成 28 年度農業委員会の事業推進に当たりましては、以上申しあげましたことを踏まえ、関係機関と連携し、一丸となって取り組んでいく必要がありますので、委員の皆様方におかれましては、従来にも増して御支援、御協力をいただきますようお願い申しあげます。

本日の総会では、平成 28 年度事業計画（案）等を御審議いただくわけですが、会議がより実り多きものとなりますよう、御出席の委員皆様方、また、御臨席をいただきました皆様方には、何分の御理解、御協力を賜りますよう、お願い申しあげまして、挨拶に代えさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

川西事務局長 続きまして、公務御多忙の中、御臨席を賜っております御来賓の方々から御挨拶をいただきたいと存じます。

まず、初めに高松市長 大西秀人様、よろしくお願いいたします。

大西高松市長 皆様、こんにちは。高松市長の大西秀人でございます。

今日はあいにくの雨模様ではございますが新緑が目にしみる、すがすがしい季節を迎えております本日、平成 28 年度高松市農業委員会通常総会が、このように盛大に開催されますこと、まずもってお喜び申しあげます。

また、三笠会長を始め、委員の皆様方におかれましては、日ごろから、本市の農業振興はもとより、市政全般にわたりまして、格別の御理解、御協力を賜っておりますこと、この場をお借りして、厚く御礼申しあげます。

さて、去る 4 月 14 日に発生した熊本地震から早や 1 か月が経過しております。亡くなられた方々の御冥福をお祈り申しあげますとともに、被災された方々に心から御見舞いを申しあげます。本市といたしましても、被災地の一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、国におきましては、昨年 3 月に、10 年後の食料自給率の目標を 50 パーセントから 45 パーセントに引き下げるなどの、新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されるとともに、本年 4 月には、農業委員の選出方法の見直しや農地利用最適化推進委員の設置等を柱とする改正農業委員会法が施行されております。

また、人口減少、超高齢社会の本格的な到来に対応するため、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、人口減少問題の克服や成長力の確保に向けた展望・施策が示される中、農林水産業関係では、平成 26 年 6 月に改訂された「農林水産業・地域

の活力創造プラン」に沿った成長産業化が、都市部と農村部の融合による地方創生に繋がるものと存じます。

高松市農業委員会におかれましては、農業委員と農地利用最適化推進委員が地域からの信頼を受けながら、人・農地問題の解決に向けて中核的な役割を担っていたべくことを強く御期待しております。

本市におきましても、今年度からスタートさせた「第1期まちづくり戦略計画」におきまして、耕作放棄地の再生利用などによる農地の保全や、鳥獣被害の軽減により、生産の振興に努めることとしておりまして、どうか皆様方におかれましては、本市の農業振興のため、引き続き、格別の御支援、御協力をいただきますよう、お願い申しあげる次第でございます。

終わりにになりましたが、高松市農業委員会の今後ますますの御発展と、皆様方の御健勝、御活躍を心から祈念申しあげまして、御挨拶といたします。

本日は、誠におめでとうございます。

川西事務局長 ありがとうございました。

続きまして、香川県農政水産部次長 河井淳様、お願いいたします。

河井香川県農政水産部次長 皆さんこんにちは。この4月から香川県農政水産部次長をしております河井でございます。

平成28年度高松市農業委員会通常総会開催に際しまして、御挨拶させていただきます。

三笠会長様を始め、高松市農業委員会の皆様方には日ごろから本県農政の振興に格別の御理解と御協力を賜り、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

また、担い手の育成、農地の有効活用に御尽力をいただき、深く敬意と感謝の意を表します。

さて、近年の農業・農村を巡る情勢は、大きく変化しておりますが、県の方では情勢の変化、本県の特性を踏まえ、また、皆様方の御意見を伺いながら昨年度、本県農業施策の基本指針であります新たな「農業・農村基本計画」を策定したところであります。今後、関係の方々と密接に連絡を取りながら、計画実現に努めてまいります。

平成28年度の予算におきましても、多くの新規事業や拡充事業を計上しまして、対前年度6パーセントの約10億円増、約210億円を確保いたしまして積極的に取り組んでいきたいと思っています。

農業委員会の皆様方におかれましては、優良農地の確保と効率的な利用の促進、地域の担い手の確保・育成等、多岐にわたる農地制度の運用を担っていただいておりますが、この度、改正農業委員会法施行による現場活動を担う機能が強化される

など、今後、農業委員会の果たす役割が、ますます重要なものになっております。また、担い手の農地集積・集約には、市・町と一体となって本県の農業・農村の一層の振興を図っていく所存でありますので、引き続き、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

結びに、高松市農業委員会の今後ますますの御発展と皆様方の御健勝、御活躍を祈念しまして、私の挨拶に代えさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。

川西事務局長 ありがとうございました。

続きまして、香川県農業会議事務局長 松浦克典様、お願いいたします。

松浦香川県農業会議事務局長 御紹介いただきました農業会議の松浦と申します。よろしくお願いいたします。

本日は平成28年度高松市農業委員会通常総会にお招きいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様方におかれましては、日ごろの農業委員活動におきまして、高松市の農業の発展に御尽力されておりますこと心より敬意を表したいと思います。さらには、農業会議の運営、また、活動に対して、日ごろより御支援、御協力を賜っていますこと、重ねて厚く御礼申しあげたいと存じます。

さて、農業情勢について皆様方後承知のとおり、農業従事者の高齢化の進行に伴いまして耕作放棄地が非常に広まっております。こうした状況に加えまして、先ほど、お話のありましたT P Pの大筋合意によりまして、これから国内外の産地間競争がますます激化するのではないかと予想されていくだけに、これから小規模、高齢農家を中心とした耕作放棄地が更に加速的に拡大しないか、非常に心配しているところでございます。その一方で、担い手の方々におかれましては、こうしたT P Pの競争に勝ち抜いていくためには、規模拡大により経営の体質強化が求められているだけに、これから耕作放棄地が広まっていく前に、担い手の方々に農地を集積していくということが課題であると思っております。

こうした中、農業委員会におきましては、先ほど、三笠会長からお話がありましたように、今回の農業委員会法の改正によりまして担い手への農地の利用集積、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進、こういった最適化推進活動という位置付けにしておりますが、そうした活動に今まで以上に重点的に我々は、ますます取り組んでいかなければならなくなったようなことで、非常に重要な役割を担うところでございます。

国におきましては、こうした最適化推進活動がより推進しやすいようにという考え方の下で、今回の改正農業委員会法では農業委員とは別に農地利用最適化推進委員が新設され、この4月からそういった体制に移行されておりますのが、東かがわ市を始めとする4市町で新体制に移行されているところでございます。高松市におかれましては、三笠会長からお話がありましたように、来年7月に最適化推進委員という新たな新体制に移行するという事になっていきますので、我々農業会議とし

ましても、円滑に新体制に移行されますようお願いをしまいたいと考えております。

また、我々農業会議におきましても、私どもの組織の会長であります三笠会長からの適切な御指示、御指導をいただきまして、この4月から一般社団法人にスムーズに移行ができたところでございます。これもひとえに、三笠会長を始めとする皆様方の御支援の賜物と思っております。こういった一般社団法人に我々、移行いたしましても、三笠会長の下で引き続き、皆様方の農地を守り活かす活動がより円滑に展開し易いよう我々の最善の努力をこれからも払って、皆様方をサポートしてまいりたいと思っておりますので、引き続き、よろしくお願い申しあげたいと存ずる次第でございます。

最後になりましたが、皆様方の活動を通じまして、本市高松市の農業がますます発展されますとともに本日御参加されている皆様方の御健勝と御多幸を祈念申しあげまして、挨拶に代えさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。

川西事務局長 ありがとうございます。

次に、高松市から公務御多忙の中、御出席をいただいております方々の御紹介をさせていただきます。

創造都市推進局長 土岐敦史様でございます。農林水産課長 岡崎力様でございます。土地改良課長 三宅秀造様でございます。

ここで、御臨席をいただきました、大西市長様、河井県農政水産部次長様、土岐創造都市推進局長様におかれましては、次の公務がございますので、ここで退席されます。

お忙しいところ、誠にありがとうございました。

[大西市長・河井県農政水産部次長・土岐創造都市推進局長退席]

川西事務局長 それでは、本日の議事運営につきましては、高松市農業委員会総会会議規則によりまして、会長が当たることになっております。これ以降の議事運営につきましては、三笠会長において進行をよろしくお願いいたします。

三笠会長(議長) ただ今、事務局から説明がありましたように、会議規則によりまして、本日の議事運営は会長が当たるということでございますので、これよりの議事運営につきましては、私において進めさせていただきますので皆様方には御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の総会次第の議事日程に従いまして、議事を進めてまいりたいと存じます。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名についてでございますが、私から指名することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 ありがとうございます。それでは、議事録署名委員には、25番 赤松貞

□委員と、27番 橋本修委員のお二人にお願いいたします。

次に、日程第2に入ります。

まず、議案第1号 平成27年度事業報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 議案第1号 平成27年度事業報告について御説明いたします。

総会資料の1ページをお開きください。

1 平成27年度概要報告について、ポイントを絞って御説明いたします。

上から18行目までは、我が国の現状と今後の見通しについてでございます。

我が国は、現在大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の下で日本経済の再生を最優先に政策展開しておりますが、農業・農村を巡る情勢は、農業従事者の減少や高齢化等による農業産出額の減少や農村地域の居住者の減少が続くなど「土地と人」の構造的な課題が深刻化し、食料自給率も39パーセントと低迷している中、各国とのEPAやFTAの交渉が進められております。

このような状況の下、国農政は、農業を成長産業にするとの方針の下、平成26年6月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂版を取りまとめ、農業の構造改革、国内外の新たな需要の取込みなどを通じて農業や食品産業の成長化を進め、農業・農村の所得を今後10年間で倍増を目指す産業政策と構造改革を後押ししつつ、農業・農村の多面的機能の発揮を進める地域政策を車の両輪にした政策の再構築を図りました。

中でも、農地中間管理機構のフル稼働、経営所得安定対策や水田フル活用と米政策の見直しとともに、昨年度からは日本型直接支払制度の本格実施に取り組んでおり、また、同プランの基本方向を踏まえ、10年後の食料自給率目標をカロリーベースで現行の50パーセントから45パーセントに、確保すべき農地面積を440万ヘクタールに設定するほか、新たに食料の潜在生産能力を表す食料自給力を指標として示す新たな「食料・農業・農村基本計画」が昨年3月末に閣議決定されたところでございます。

TPP協定交渉に当たっては、近年の最大の懸案事項であり、農業振興及び農村の維持・活性化を実現していくため、交渉の中で、国益を損なわないような内容とするよう求めておりましたが、昨年10月の大筋合意の後、本年2月4日の協定文書への署名により正式合意され、2年以内の発効を目指すこととなりました。

19行目からは、本市農業委員会の活動状況などを記載しておりまして、昨年5月の通常総会において、遊休農地対策や担い手への農地集積等の事業方針と事業計画、更には平成26年度からの「かがわの農地を活かし、担い手を応援する運動」を展開し、優良農地の確保とその有効利用、農地利用集積等の経営確立支援を強化し、各委員の取組みを通じて地区部会ごとに着実に成果を上げることを決定しました。

また、遊休農地対策については、10月を「農地パトロール月間」と定め、農地の利用状況調査と荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の精度向上を図るため、引

き続き高松市地域農業再生協議会の地域組織である地区水田部会等と共同で実施し、537ヘクタールの荒廃農地の状況把握と分布状況の地図化に努めたほか、特に、遊休農地解消や担い手への農地の利用集積に有効な取組みとして、県農地機構の農地集積専門員と連携を図り耕作放棄地の所有者等に対し、その農業上の利用に関し意向調査を実施して機構への貸付けを促すなど、担い手への農地集積や耕作放棄地対策を強化しました。

10月には、市長に対して「農業所得向上対策及び経営安定対策の推進」、「耕作放棄地の解消、優良農地の確保」、「農地利用集積等の経営効率化の支援」、「有害鳥獣等被害防止対策の強化」、「農業・農村の基盤整備の強化」など、農業施策の推進について建議を行いました。

農業者年金の加入促進、全国農業新聞の購読者拡張等については、農業委員の地域活動等を通じて周知と加入促進に努めていただきました。

3月には、農政部会において、27年度の活動実績を確認するとともに、28年度の活動目標と、その達成に向けた活動計画を決定したほか、28年4月の改正農業委員会法の施行に向けて、農業委員会組織・制度改革に的確に対応し、新体制への移行を円滑に進めるため、農業委員・推進委員組織検討部会を設置・開催し、28年度も引き続き検討をいただいているところでございます。

次に、2ページをお開きください。

2 会議 (1) 会議等開催状況でございますが、総会、農業委員・推進委員組織検討部会、役員会、各部会等の会議状況を月別に取りまとめたものでございます。特に、8月から11月にかけては、お忙しい中「遊休農地パトロールと利用状況調査」を各地区水田部会などへの御指示等をいただきながら、7地区部会で延べ49回行っていただくなど、1年間で合計215回の会議等を開催いたしました。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、ありがとうございました。

次に、3ページを御覧ください。

(2) 通常総会でございますが、5月26日に開催され、平成26年度事業報告と平成27年度事業計画(案)等が審議されました。

(3) 農業委員・推進委員組織検討部会でございますが、本年3月2日に第1回を開催し、農業委員・農地利用最適化推進委員の定数等について審議されました。

(4) 役員会の開催年月日・議題内容等につきましては、表のとおり6回開催されました。

(5) の農地部会と、(6) の農政部会でございますが、開催状況につきましては、この後、該当ページで御説明いたします。

次に、4ページをお開きください。

(7) その他の会議の開催状況でございますが、アの会長協議会につきましては、平成27年11月11日に本市において第43回四国県都四市農業委員会会長協議会を開催し、会長と役員3名、事務局長と職員4名が出席しました。内容は、記

載のとおりでございます。

また、平成28年2月12日に善通寺市において香川県八市農業委員会会長協議会が開催され、会長と局長が出席しました。協議の内容は記載のとおりでございます。

5 ページを御覧ください。

イ その他の会議でございます。開催年月日を左の欄に、内容については中央に記載したもので5月の全国農業委員会会長大会や12月の全国農業委員会会長代表者集会のほか、12月に香川県農業会議臨時総会、6月・10月、28年3月に高松市農業基本対策審議会、さらに28年1月に本川農林水産事務次官講演会が開催されました。

6 ページ、7 ページについては、農地係長の多田から御説明いたします。

多田農地係長 6 ページを御覧ください。

3 農地部会関係につきまして御説明をさせていただきます。

(1) 会議開催状況は、農地部会・農地特別部会は月1回、地区部会は7地区ごとに月1回開催した年間の合計でございます。

(2) 農地関係事務取扱状況の内訳で、アは農地法第18条関係でございます。上段が法第18条第1項に基づく解約許可申請の件数と面積でございますが、27年度は田が1件、面積が1,783平方メートルでございます。下段が法第18条第6項に基づきます解約通知の件数と面積で、田畑合計で116件、20万5,354平方メートルでございます。昨年度比、件数で71パーセント、面積で75パーセントとなっております。

イは農地法第4条によります許可申請の件数と面積で、田畑合計で203件、11万8,085平方メートルでございます。昨年度比、件数で83パーセント、面積で81パーセントとなっております。

ウは農地法第5条によります許可申請の件数と面積でございます。田畑合計で576件、52万3,646平方メートルでございます。昨年度比、件数で113パーセント、面積で106パーセントとなっております。

エは農地法第3条による権利移動関係でございます。上段は所有権移転における許可の件数と面積でございます。中段は貸借権による許可の件数と面積でございます。下段は合計で、田畑合わせて227件、51万3,457平方メートルとなっております。昨年度比、件数で90パーセント、面積110パーセントとなっております。

7 ページを御覧ください。

オ農地改良届出は2件で、面積は6,855平方メートルでございます。

カ非農地証明願は田畑合計で29件、面積は1万5,203平方メートルでございます。

(3) 相続税・贈与税納税猶予適格者証明では、相続税納税猶予が12件、贈与税納税猶予が1件でございます。

(4) は各種証明等状況で、工事完了証明が314件、耕作証明が105件、許可証明及び受理証明が77件、使用貸借返還通知が110件、競売買受適格証明が17件、小作地証明が13件、取消しが11件、農地等の権利取得の届出が114件となっております。

なお、取扱状況の詳細については末尾参考資料の27・28ページを御一読ください。

引き続き、大井から説明します。

大井農政課長補佐 続きまして、8ページをお開きください。

4 農政部会関係でございます。

(1) 会議等開催状況ですが、農政部会4回、農業委員研修会1回、簿記記帳講習会24回、農業相談会19回を開催しました。

アの農政部会ですが左の欄に開催年月日、中央に議題を記載しております。そのうち、平成28年3月29日の議題(2)でございますが、遊休農地の所有者等に対する利用意向調査の結果、香川県農地機構に対する貸付けを希望した農地に関し、同機構に通知することについて御審議いただきました。

続きまして、イ農業委員研修会でございますが、11月13日に市町農業委員研修会が開催されました。

9ページを御覧ください。

ウの簿記記帳講習会の実施状況でございますが、県農業会議が主催、農業委員会が共催で、簿記記帳講習会を開催しております。5箇所において、24回開催されまして、参加者の合計は延べ454人、前年度比で5人増となっております。

10ページをお開きください。

エ農業相談会の開催状況でございますが、8月17日から9月1日までと、1月14日から2月1日までにかけて各地区において、計19回開催しました。

11ページを御覧ください。

農業相談会の件数内訳を表したものでございます。利用権設定や農地売買・貸借手続等、夏の相談会が合計360件、冬の相談会が合計446件、年間合計で806件の相談があり、前年度比85件の増でございます。

12ページをお開きください。

(2) 農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業)実施状況でございますが、アの利用集積計画の状況につきましては、平成27年3月31日公告では合計が1,056筆で、面積が103万8,496平方メートル、10月31日公告が994筆で面積が104万9,052平方メートルとなっております。合計2,050筆、208万7,848平方メートル、前年度比115筆、11万3,688平方メートルの増でございます。

また、利用集積した農地のうち、農地中間管理事業を利用して香川県農地機構に集積し、同機構から担い手に配分した状況がイの利用配分計画でございますが、5月25日公告が160筆で、面積が18万5,992平方メートル、12月25日公告が215筆で、面積が25万5,057平方メートルとなっております。合計は375筆で面積が44万1,049平方メートル、農地中間管理事業を利用した割合は、面積で21.12パーセントでございました。

次に、(3) 建議でございますが、昨年10月20日に実施いたしました。内容につきましては、御覧のとおり7項目でございますが、特に、1点目「地産地消・食農教育の推進」、2点目「農業所得向上対策」、3点目「耕作放棄地の解消、優良

農地の確保等」、4点目「農地利用集積等の経営効率化支援」、5点目「新規就農者・女性農業者等への支援強化」、最後に6点目「有害鳥獣等被害防止対策」を最重点項目として建議を実施いたしました。

続きまして、15ページを御覧ください。

(4)農用地利用調整特別事業実施状況でございますが、

アの高松市認定農業者農地集積助成金交付対象面積及び助成金交付額については、認定農業者を対象として、農林水産課が市単独事業として支援するもので、10アール当たり 6,000円の助成金を交付した実績でございます。賃借権設定で交付者40経営体で、面積25万800平方メートル、助成金額150万3,200円となっております。

イ 高松市認定農業者農地集積調整事業については、認定農業者に集積した状況でございます。年間合計で413件、1,151筆の119万7,738平方メートルが集積されました。

(5)農業委員会情報活動につきましては、農業委員会だよりを7月と1月の年2回発行しました。

次に、16ページをお開きください。

(6)賃借料情報ですが、平成26年と27年の農業経営基盤強化促進法で公告された貸借に基づく賃借料の市内の地区別一覧でございます。高松市の平均は7,300円でございます。

次に、17ページを御覧ください。

5「遊休農地対策」の(1)農地の利用状況調査でございますが、平成27年度におきましても、8月から11月にかけて荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を、市と共同で実施し精度の向上を図りました。その結果、平成26年度による荒廃農地511ヘクタールのうち、21ヘクタールを解消しましたが、新たに47ヘクタールが発見されましたので、27年度末での荒廃農地は、26ヘクタール増の537ヘクタールとなりました。

18ページをお開きください。

(2)農地の利用意向調査でございますが、26年度に引き続き遊休農地の所有者に意向調査を実施し、機構への貸付けを促すなど、遊休農地対策を強化しました。調査の結果、実施件数739件のうち、346件の回答があり、うち農地中間管理事業の利用の意向があったのが99件で、これを香川県農地機構に通知いたしました。

19ページを御覧ください。

6「農業者年金業務」の関係でございます。

(1)は、年金パンフレットの配付や農業委員による加入推進活動を行っていただいたものです。

(2)は、現在の受給者数で、旧制度と新制度合わせて493人が受給しております。

(3)は、農業者年金被保険者数でございます。通常加入が15人で、政策支援加入が5人、合計20人となっております。

(4)は、新規加入者の推移でございます。平成27年度は4年ぶりに2人の新規加入がありました。

以上、議案第1号 平成27年度事業報告について御審議をよろしくお願いいたします。

議 長 以上で議案第1号の説明は終わりました。

ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第1号は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議無しと認め、議案第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号 平成28年度事業計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 議案第2号 平成28年度事業計画(案)について御説明いたします。

議案書の20ページをお開きください。

まず、1 平成28年度事業方針について、ポイントを絞って御説明いたします。上から15行目までは、我が国の現状とそれに対応する国の動きについて記載しております。

昨年8月28日に農業の成長産業化を図ることを目的に「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が成立し、農業協同組合法、農業委員会法及び農地法の改正法が本年4月1日に施行されましたが、農業・農村を巡る情勢は、農業従事者の減少や高齢化等により農業産出額が減少するとともに、農村地域の居住者の減少が続いており、「土地と人」の構造的な課題が深刻化し、食料自給率が39パーセントと低迷している中で、海外への輸出や6次産業化へのチャレンジ、100ヘクタールを超える大規模経営の出現、若者を中心とした「田園回帰」といった新たな動きも広がっております。

このような状況の下、国農政は、昨年3月末に10年後の食料自給率目標をカロリーベースで45パーセント、確保すべき農地面積は440万ヘクタールに設定するほか、食料の潜在生産能力を表す食料自給力を指標として示す新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、農業の構造改革や新たな需要の取込みなどを通じて農業や食品産業の成長産業化を促進するための産業政策と、構造改革を後押ししつつ農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として進めるとの観点に立ち、食料・農業・農村施策の改革を進め、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指していくこととしており、また、T P P 協定交渉は、昨年10月の大筋合意の後、「総合的なT P P 関連政策大綱」を決定し本年2月4日には協定文書への署名により正式合意され、2年以内の発効を目指すこととなりました。

16行目からは、本市農業委員会の取組みについて記載しておりまして、平成28年

度からの新たな「高松市農業振興計画」が目指す創造性豊かで持続可能な農業の実現に取り組むとともに、26年度からの「かがわの農地を活かし、担い手を応援する運動」は、改正農業委員会法を踏まえて抜本改訂される予定であり、従来にも増して、優良農地の確保とその有効利用、農地利用集積等の経営確立支援、農業の担い手の確保と支援活動等を強化し、各委員の取組みを通じて地区部会ごとに着実に成果を上げるとしております。

遊休農地対策等については、27年度に実施した農地の利用状況調査の結果を受けて、本市の耕作放棄地解消目標面積を62ヘクタールと設定し、引き続き高松市と共同して積極的に取り組むとともに、遊休農地の所有者等に対し県農地機構への貸付けを促す利用意向調査の実施、地区部会ごとに所有者への訪問等や耕作放棄地再生利用緊急対策事業等を活用しての再生事業、担い手への農地集積等に精力的に取り組むこととしております。

次に、農事組合法人の設立や集落営農組織の法人化、企業の参入に対する支援等担い手の確保・育成については、市当局、県、県農業会議、農業協同組合等の関係機関と連携して施策・事業の実施を通じて農業生産基盤の確立強化を図り、さらに、食の安全・安心や食農教育、地産地消の問題についても、関係機関と連携し積極的に取り組むほか、農業者年金の加入促進、全国農業新聞の購読者拡張等、その他農政活動についても、年度目標の達成に向けて農業委員会を挙げて粘り強く取り組むとしております。

農業委員会組織・制度の見直しについては、農業委員・推進委員組織検討部会において方針を決定し、29年7月20日の新体制への移行を円滑に進めるとともに、新たに必須業務となった担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など「農地利用の最適化」の推進に向けて、その取組みを一層強化し農家からの負託に精力的に応えていくこととしております。

続きまして、21ページをお開き願います。

2「事業内容」でございますが、通常の各種会議の開催に加え、今年度は、改正農業委員会法に規定する農業委員・推進委員の定数等を決定するため、イとして臨時総会を開催するほか、エの農政部会において、改正農業委員会法の施行に伴い、新たに必須業務となった農地利用の最適化の活動を推進するとしております。

また、オにおいて改正後の農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農業者との意見交換会など農業者の要望をもとにした農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての具体的な意見を提出するほか、クにおいて、昨年度に引き続き、農業委員会組織・制度改革に的確に対応するため、農業委員・推進委員組織検討部会を開催し、新体制への移行に向けて、その方針を決定するとしております。

次に、3「農地部会関係事業」でございますが、改正後の農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号・第2号及び第2項に掲げる事務等を処理するとしており、

主な変更点として（１） 農地申請等処理業務のア農地法第３条許可申請については、特に、農地所有適格法人の要件が緩和されたことから、その審査に的確に対応する。

イ農地法第４条及び第５条許可申請については、改正農地法の施行に伴い、県農業会議常設審議委員会の意見聴取が不要の事案は、速やかに許可処分する。

ウ県農業会議常設審議委員会の意見聴取対象事案は、農地特別部会において現地調査を行うとともに、同委員会の現地確認調査対象事案についても的確に対応し、意見決定後、速やかに許可処分する。

（２）農地調整事務処理事業から（５）各種機関の農地行政上からの意見要請までにつきましては、22ページに記載のとおりです。

次に、４「農政部会関係事業」でございますが、改正後の農業委員会等に関する法律第６条第３項に掲げる事務等を処理するとともに、新たに必須業務となった担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など農地利用の最適化の推進に関する指針を作成し、その取組みを強化するとしております。因みに、この指針は、平成21年度から毎年作成しておりました前年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び当該年度の活動計画に変わるもので、今年度は、27年度の活動の点検・評価についてはこれまでどおりの様式で、28年度の活動計画については、新たな指針の様式となっております。

資料 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画を御覧願います。

３月29日開催の平成27年度第４回農政部会において同内容の案が決定し、市民からの意見を募集するため、市のホームページに４月１日（金）から５月２日（月）まで内容を掲載いたしました。特に意見はございませんでしたので、その結果を受けて資料のとおり、当初の案どおりとして決定したものでございます。

それでは、次に事業の各項目でございますが、

（１）農政活動業務から（３）農地台帳及び農地に関する地図の公表については22ページから23ページ３行目までのとおりです。

（４）行政機関に対する意見の策定については、改正後の農業委員会等に関する法律第38条第１項の規定に基づき、農業者との意見交換会など農業者の要望をもとにした農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善意見を策定するとしております。

（５）機構集積支援事業から（16）系統組織活動への参加までにつきましては、23ページから24ページに記載のとおりです。

以上、議案第２号 平成28年度事業計画(案)について御審議をお願いいたします。

議 長 以上で、議案第２号の説明が終わりました。

議案第２号について、御質問、御意見はございませんか。——— 御意見等が無いようでございますので、議案第２号は、原案どおり承認することに御異議ござい

ませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議無しと認め、議案第2号は原案のとおり承認されました。

議案については、以上で終わりましたが、続いて報告事項に移ります。

報告第1号 職員の任免について、報告第2号 平成28年度農業委員会予算についてを、順次、報告いたします。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 報告第1号 職員の任免についてと報告第2号 平成28年度農業委員会予算について御説明いたします。

25ページをお開きください。

報告第1号の職員の任免でございますが、4月1日の人事異動によるもので、御覧のとおりでございます。

本日は、新たに農業委員会事務局にまいりました職員について、自席からではございますが、自己紹介させていただきます。3名の方御起立の上、自己紹介をお願いします。

中野副主幹、稲積主任技師、伊井囑託職員 順次自己紹介

最後に本日は公務のため、参っておりませんが農政管理係で主に利用権設定の担当となります 久保田聖子でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、26ページをお願いします。

報告第2号 平成28年度農業委員会予算の歳出科目別総括表でございます。職員給与費を含んだ総予算は、1億4,039万1千円でございます。昨年度の1億4,083万3千円から44万1千円の減となっておりますが、農業委員1名が欠員になったことによる報酬減が主なものでございます。

27ページから31ページまでは、先ほどの議案で御説明いたしました案件の資料等でございます。

事務局からの報告については、以上でございます。

議 長 事務局の報告は、以上でございます。

これら報告事項について、御質問等はございませんか。——— 御質問等が無いようでございますので、報告事項は終わりますが、よろしいでしょうか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 以上で、報告事項は終わります。

それでは、次に、5のその他に移ります。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 その他について、御説明いたします。

まず1点目は、農業委員会系統組織による「熊本地震義援金」のお願いでございます。

この件について香川県農業会議から平成28年4月25日付け香農議発第46号で資料

のとおり依頼がありました。

1 ページを御覧ください。4 月14日から断続的に発生した熊本地震で被災された農業者等を支援するための義援金募集で、農業委員等を対象に一口千円で一人一口以上を目標に募集活動するとしており、6 月30日（木）までに指定口座にしてほしい旨の依頼でございます。

本市農業委員会として、各委員と各職員に一口千円をお願いしたいと考えておりまして、御了承いただけましたら、5 月の各地区部会で地区担当が集金し、一括して2 ページに記載された口座に送金したいと考えております。よろしくお願いいたします。

次に2 点目、皆様にお配りしております緑色のフォルダ、農業委員活動記録セットの活用についてでございますが、香川県内の市町農業委員会と香川県農業会議による組織運動として、委員の皆様には、平成26年度から「かがわの農地を活かし、担い手を応援する運動」に取り組んでいただいておりますが、その農業委員活動について記録し、農業委員会事務局へ報告することとなっておりますことから、活動を記録するための記録簿と相談カードをセットにした「農業委員活動記録セット」をお配りいたしました。御活用いただきたいと存じます。

4 月にお配りすべきところでございますが、本日お配りすることとなりました。申し訳ございません。

3 点目は、農業者年金の加入促進についてでございますが、8 ページの農業委員用リーフレット1 部と加入推進事例集を配らせていただいております。農業者年金につきましても、現在、予定利率が低いものの、金融緩和が続く昨今では、やはり有利であり、支払った保険料の節税効果もありますので、農業者の老後の生活の安定化のためにも、大変とは存じますが、加入促進をよろしくお願いいたします。なお、本日お配りしたものは、27年度版でございますが、近々に28年度版が発行される予定ですので、発行され次第、地区部会等で4 ページの配布用リーフレットと併せて再度お配りしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

4 点目は、平成28年3 月に高松市が策定しました高松市農業振興計画と香川県農業再生協議会が発行しております耕作放棄地再生利用緊急対策交付金のリーフレットをお配りしております。白と緑色の冊子が農業振興計画、二つ折りのリーフレットが耕作放棄地再生利用緊急対策交付金のリーフレットでございますので、御一読いただき、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

議 長 せっかくの機会ですので、委員の皆様方、何かございませんでしょうか。

——無いようですので、以上で、御提案申しあげました議案などの審議は終了いたしました。

皆様方の御理解、御協力を賜りまして、全て原案のとおり御承認をいただきましたことに、心からお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

最後に、6 の記念講演に移ります。

「農業委員会制度と業務の概要について」と題して、香川県農業会議の松浦事務局長から御講演をいただきます。

松浦事務局長、よろしくお願いいたします。

松浦香川県農業会議事務局長 皆様、講演ということでございますが、情報提供ということで、30分程度で御紹介をさせていただきたいと思います。

それではお手元の「農業委員会制度と業務の概要」を出していただけたらと思います。まず1ページから4ページまで、香川県の農業の概要ということを紹介させていただいております。

1から4ページまでは、ポイントだけ説明させていただきたいと思います。2ページの(2)の65歳以上の高齢化率は香川県は全国を10パーセント上回って高齢化がすすんでおります。こういった高齢化の進展に伴いまして(3)の耕作放棄地の耕地面積の占める割合は香川県は全国平均に比べて倍と非常に耕作放棄地が他県に比べて増えている状況であることをお知りおきいただけたらと思います。(4)ですが、平成25年度転用面積が香川県は中四国で一番多いという実情にあります。こうした状況の上で説明させていただきたいと思います。続きまして3ページですが、農地の推進方向ですが、整理して言いますと高齢化の進行に加えて、後継ぎがいない、全てがいないというのではないと思いますけど、東京に行ってなかなか帰ってこないという世帯が非常に増えてきているという状況にある、そういった農地をこれからどうしていくかというのが①と②に書いていますように、ありきたりですが、認定農業者、新規就農、経営を目指す方に集積していきましょう、それともう一つは、地域を守る集落営農の方々にも農地を守ってもらいましょうという、こういったような展開を担い手対策ではしておりますし、また、こういった担い手の規定と同時に、これらの担い手の方々に農地を集めていきましょう、そういった担い手の方々が農地の過半数を担うような農業構造を目指しておる、ただ国の方は、一律に香川県は3割しか集積していませんが、8割までしなさいという訳ですが、これは私は如何せん、絶対できない、しかし、少しでも近づけていくという取組みがこれから大事だ、そういった成果が皆様の御努力によって、そういった認定農業者につきましては真ん中の下側矢印にありますように、販売金額が1億円以上が50経営体、10年前は数件あるかないかのような状況でありましたが、1億を超える方が50経営体ということでして、これは当然規模拡大、皆様方が農地を斡旋して集積していった結果で、新規就農者につきましても、10年前は30から40だったのが、今は150名近く新規就農者が増えてきていますし、集落営農も上限が2倍程度、加速的に増えてきている、こういったように暗い話題ばかりでなく認定の明るい兆しも、皆様方の御努力により見えてきているという実情をお知りおきいただけたらと思います。

今回農業委員会法でどう改正されたかというところを資料の5ページに整理させていただいております。5ページの白文字は、国の考え方、市・県も同じだと思っておりますが、担い手の方々が、地域の農地の相当部分を構築する、農地を利用してい

く上で最適の姿ではないだろうかと、国の方が農地利用最適化という言葉、構造改革を進めていくという観点で生まれたと私は理解しておりますが、こういった農地利用の最適化の推進、いわゆる担い手が農地の過半数を担う農業構造を構築していくのを進めていくには、皆様方の培ってきた担い手の農地の利用集積・集約化、また、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進、この3つが最適化推進の活動に当たるところでございます。重点的に進めていくための改正が、4つのポイントでなされたということであります。1つのポイントが改正前は必須業務としては、農地法で規定されておった転用や意見決定が法令業務としてありました。これに加えて任意業務であった担い手の集積、耕作放棄地、新規参入が必須業務に改正によって加わったということが、まず1つのポイントです。2つ目のところが、農業委員の過半は原則、認定農業者でその選出方法は公選制から任命制に変更になったところでございます。改正前は、選挙と推薦だったのに対し、改正後は認定農業者の意向を踏まえた農業委員会の意思決定が行われるよう、農業委員の過半数は原則、認定農業者であるという改正がなされたところであります。認定農業者は、農業委員として透明性をもって就任できるよう、推薦又は公募し、議会の同意を得て選ぶんだということでございます。要は、認定農業者が農業委員会の意思決定を行う、また、選挙制から任命制に大きくシフトしたということでございます。3点目のところは、農地利用最適化推進委員が新設されたということでございます。農地利用最適化推進委員の任期は農業委員と同様で3年でございますし、また、農業委員と同様、地方公務員の特別職でございます。推進委員は担当区域を設けて、その担当区域で最適化推進の活動を行うということになっております。

こういった農業委員と推進委員の数ということで、6ページのところにありますが、以下に該当しない場合とありますが、白桦の⑦遊休農地が少なく、担い手の集積がかなり進んでいる所、香川県では琴平町がこれに該当します。⑧は、農地面積が極めて少ない香川県では宇多津町、直島町が該当します、それ以外の所は、農業委員が現行の定数の半分程度で、一方、推進委員は農地面積100ヘクタール当たり1人置くことができることとなっている、だから、推進委員は絶対、置かなければならないことになっています。3町以外は全て、推進委員を置かなければいけないことでございます。それに該当しない市町は今の農業委員と同じ定数で推進委員を置かなくてもいいですということが書かれているのが下の②に書かれている内容でございます。参考までに、その下側が、これからどう段階的に推進委員の新設がされていくかのスケジュールを書いています。高松市は29年7月19日に皆様方の任期が満了され、皆様方高松市をはじめ、5市5町が大きく変わることでございます。次に改正のポイントとして4でございます。最適化の活動がきちんと目標を定めてどういった行動をしていくかという指針を策定してくださいということでございます。28年度の事業計画にも入っていましたが、この指針というそのものを推進委員が置かれている今までの推進目標として行動目標という形で定めている、こういっ

た内容で指針に代わるものとして定めていただきましたら問題ないということでございます。この4つが今回の改正の大きなポイントでございます。

次に7ページですが、農業委員、推進委員がどんな役割でどんな連携をしたらいいかを、かいつまんで整理したところが7ページでございます。左側に農業委員、右側に推進委員を整理させていただいております。農業委員は方針決定、具体的には最適化推進に関する指針の作成、農地法で定められた許認可業務、意見決定、そういったものを農業委員が決定してください、ただ、農業委員も最適化推進活動も当然できますということでございます。一方、推進委員ですが、やらなければならないことが、100ヘクタール単位あたりでの担当範囲が決まってるそこでの最適化業務を行うというのが、必須業務となっております、推進委員は農業委員の審議に対して意見を述べるということにもなっております。この意見を述べるというのは、絶対述べないといけないものと述べることができる2種類ありまして、下に具体的にどういう意見を出すかというものが破線の所に整理してあります。まず、一つ目が最適化推進の指針の作成、要は目標をどうするか、そういった所が実際現場で活動をいただく推進委員の意見を絶対聴かなければならないという事でございます。二つ目は、最適化推進に関する施策ということで、これは、建議に代わるものでございます。これに対しても、当然、最適化推進活動を現場で活動をされて、そこでの課題が生じて、現場での課題を収集して、政策改善を意見に反映していく、ここも当然意見を述べることができる。三つ目は、許認可業務で農地転用であるとか、利用権設定であるとか、推進委員が担当されている地区で問題がないか意見を聞かせていただいたり、現場、現地確認調査を一緒に行ってもらおうという形で、最後に下側に総括でまとめていますが、農業委員は多様な意見決定を審議しますが、最適化推進活動も行うことができますので、推進委員の最適化推進活動を知っておくことが必要だと、また審議決定する中で、意見を求められることがありますので、推進委員は、農業委員が審議決定する内容も当然知っておく必要がある、お互いに双方連携しながら、取り組んでいかなければいけないというところでございます。

次に8ページからですが、農業委員の方が行う法令業務でございます。1の所は権利移動で、主に農地法第3条と経営基盤強化促進法と中間管理機構法、要は農地機構を通じた貸借について整理しております。これは皆さん、御承知のとおりですので、省略させていただきます。

次に10ページですが、優良農地の確保について、まず、農振があって次に農地転用がある、この2つの制度でなかなか農地転用ができないようハードルを設けていますという事を整理していますのが、11ページでございます。

12ページの所は、今回4月から農地法の改正ということで、事務局の方から御照会していただいておりますが、今回改正で、左側の改正前で県知事が農業会議に全ての農地転用議案について諮問をされておりました。これは、高松市が権限移譲されておりますので、当然、高松市と県から農業会議に対して、諮問を3月までは行

われておりました。それが右側の4月以降につきましては、県がのきまして、市町農業委員会から農業会議に意見聴取をさせていただくように変わりました。その意見聴取についても、今までは、全ての転用地が対象だったものが、この4月以降から下の破線にありますように、一定のルールが設けられるようになりました。法律の中で、(1)にありますように30アール超については、農業会議の意見を聞かなければならないとなっております。香川県の場合、北海道や東北の30アールと同じように扱っていいのか、農業会議の会長、県下の農業委員会の会長と活発な議論を交わさせていただきました。その中で、香川県は20アール以上の転用と1種農地、これについては、農業会議に意見を聞いてもらうんだということで、4月からスタートさせていただいております。

13ページは、「農業生産法人」が「農地所有適格法人」に名称が変わった、その法人が要件をきちんと満たしているか、皆様の業務としてやっていかなければならないということでございます。

14ページですが、農地利用の最適化推進の現場活動、最適化推進委員の地区の担当がやっていただく業務になっております。まずは、農地集積・集約化の活動として私なりに、大きく2つあるのではないかと矢印を2つ入れております。まずは、「人・農地プラン」を見直し、集落で土地を持っている所有者とこれから10年先できるのか、できないのか、できないのであれば、どうしていくかといったところを話し合いして行って欲しい。話し合いの中で、担い手がいれば担い手の中に、集落の中で出し手もある程度固まったそういった所は担い手も受けやすいし、農地機構を通じて、貸し手も農地機構も担い手を探しやすいということでございますし、担い手がないという場合は、その集落で自ら集落営農をやっていこうということになると思います。そういった取組を東讃普及センターできめ細かく御指導していただけますので普及センターにお話ししていただければ、助言をしていただけますので、こういった「人・農地プラン」を活用した話し合いを積極的に皆様方、推進委員、更には農業委員の方におかれましても、やっていただけたらありがたいと思います。下側の(2)に書いている内容は、皆様方既にやっておられます戸別訪問や相談会、出し手と受け手のニーズに合ったマッチング活動を取り組まれていますし、今後大事になってくる(2)ー3の担い手ごとに集団的にまとめるといったことを担い手は期待しておりますので、そういった相談がありましたらお願いいただき、地域の調整をしていただけたらと思います。出し手・受け手への助成制度もありますので、農地集積専門員と情報を共有化していただき農地機構の助成金を活用しながら進めていただけたらと思います。

15ページはナビの所でございます。

次に16ページですが、耕作放棄地の防止・解消については皆様方、既に行っております、「農地利用状況調査」遊休農地の所有者を確認して、遊休農地に対する所有者の意向を確認する「農地利用意向調査」を実施する、これは、農地法でやらな

ければならない必須業務となっております。今回、農業委員会法でも新たにやらなければならない義務付けが新たにされたということでございます。「農地利用状況調査」については、左側は農地法で規定されている書き方でございます。真ん中にあるのが、遊休農地の実際の状態であります。右側は一般的にA分類やB分類、赤や黄といったことを書かさせていただいております。（２）のところは、こうした遊休農地で、A分類、遊休農地予備軍については、省令で定められたア）からオ）までを聞いてくださいということになっています。

17ページですが、意向調査をして6ヶ月経っても回答がない場合や回答があっても解消しない場合は農業委員会から、農地機構と協議するよう所有者に勧告、勧告ということは、農地機構に貸付をなさйтеというということでございます。下の白字にあります、今回遊休農地の課税が強化とありますが、来年度4月の時点で勧告が行われる農地が課税強化となります。それでは、参考までに3の場合ですと1,000円強上がるということになります。今回、勧告の対象にならないものは、①は、皆さん、知っておいてもらいたいのですが、利用意向調査で機構に貸すという回答をした場合は、課税強化の対象にはなりません。機構がなかなか借り受けできない場合であっても、課税強化の対象にはならないということでございます。

最後になりますが18ページの3の最適化推進委員の新規参入の促進でございます。皆様方よりも普及センターや農業会議に相談があると思いますが、皆様方に相談がありましたら、農業会議や普及センターと情報を共有してください。一緒に相談にのっていただきアドバイスをしていただけたらと思います。皆様方にお願いしたいことは本来、就農する場所が大体ここでしたいと、農地をその人に集めていく、そういったところの取組みが皆様方が農地機構と連携しながらやっていただけたらと思います。新規就農についても、御存知のとおり、たくさんの支援がありますので、情報共有しながら、皆様方にお願いできたらと思います。あと19、20ページにつきましては、皆様方、これまで取り組んでいただいていることでございます。

以上、簡単ではございますが農業委員会制度と業務の概要を説明させていただきました。

ありがとうございました。

議 長 ありがとうございました。農業委員会制度と業務の概要について松浦局長が説明されましたが、皆さんも帰ってから資料を十分読んでいただけたら多いに参考になろうと思いますのでどうかよろしくお願いします。

議 長 それでは、閉会に当たりまして、兔子尾会長職務代理者から閉会の御挨拶を申しあげます。

兔子尾会長職務代理者 本日は、終始、御熱心に御協議をいただき、厚くお礼を申しあげます。

また、香川県農業会議の松浦事務局長様からは、「農業委員会制度と業務の概要について」と題して貴重な御講演をいただきまして、ありがとうございました。

委員皆様方におかれましては、日々の委員活動の中で、農業を巡る様々な問題に直面し、それらの解決に非常に御苦勞をいただいていることと存じます。

さらには、平成29年7月20日の新体制への移行を円滑に進めるとともに、新たに必須業務となった担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など、「農地利用の最適化」の推進に向けて、その取組みを一層強化していかなければなりません。

今後とも、私どもは、食料生産の基礎的資源であり、地域の貴重な資源である農地の確保と有効利用に万全を期すとともに、地域の農業者の声を農政に反映させるため、全力を挙げて取り組んでいかなければなりません。そのためには、農業委員一人一人が、農業者の代表としての自覚と責任を持って、市民・農業者からの信頼と期待に応えることが重要でありますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本日の総会が、実り多きものとなりましたことを、お礼申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

議 長 以上をもちまして、平成28年度高松市農業委員会通常総会の日程は全て終了いたしました。

皆様方には、長時間にわたりましての御審議等、お疲れさまでございました。

どうもありがとうございました。

午後3時28分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員